

令和元年8月号
第151号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 8月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

インターネットでの チケット転売に関するトラブルにご注意を。



公式チケット販売
サイトと間違えて
購入してしまった。

購入したチケッ
トでは入場がで
きなかった。



コンサートやスポーツなどの興行チケットのインターネットでの販売や転売サイトに関するトラブルが発生しています。9月には、「ラグビーワールドカップ2019日本大会」が開催されています。2020年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が日本で開催予定です。インターネットでの様々なチケット購入時のトラブルが増加するおそれがあります。注意をしましょう。

☆ アドバイス ☆

- 1 チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。
- 2 チケットの価格だけではなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルールなどを認みましょう。
- 3 コンサートやイベントによっては、チケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。チケットの利用条件をよく確認しておきましょう。
- 4 余ったチケットを売ったり、転売チケットを買ったりするときは、興行主又は、興行主から許可を得た公式リセールサイトを利用しましょう。

消費生活関連

8月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「アナログ回線を無料で光回線に切り替えませんか?」「毎月〇〇〇〇円で契約したらその分通話料金が安くなる。」「協力してください。」と大手通信会社の代理店を名乗った電話だった。
- ・電話回線の切り替えを勧める電話で, 大手通信会社の関連会社と名乗っていて, 業者名ははっきり言わなかった。
- ・「出張買い取りをしています。不要品はないですか?」と聞いてくる電話があった。
- ・電話で, 自宅が一戸建てかを確認された後, 「電気料金, 光熱費が安くなるための情報が書いてあるチラシを送っていいか?」と聞かれた。
- ・「光熱費用が少なくなる。」と太陽光発電の設置を勧める電話があった。
- ・エネルギーの利用を少なくするためにスマートテレビをつけてシミュレーションをしたい。協力してもらえないか?」と電話で聞かれた。

訪問販売

* 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です *

- ・「隣県から来ました。」と言い, スイカ農家らしい人が訪問してきた。
- ・近所に「りんごジュースいりませんか?」と, 業者名や身元も言わない人が訪問してきた。

新聞・報道関係

* 消費生活に関する情報の報告です *

- ・ニセの「消費生活センター」の連絡先を案内して, ウソの助言をする新手の架空請求の手口が現れたという注意喚起情報。

消費生活相談員からのコメント

ニセの消費生活センターを案内され, 「お金を支払うように」とウソの助言をされるという新手の架空請求の手口に関する相談が, 国民生活センターに寄せられています。

- ①携帯電話に, 「利用料金が未納」「本日中にご連絡ください」等, 消費者からの連絡を求めるような架空請求メッセージが届きます。
- ②メッセージに記載された電話番号にかけると, 架空請求業者につながり, お金を請求されます。消費者が「心当たりはないので, 国民生活センターに相談します」と言うと, 「その窓口は, 今の時間は相談を受け付けていない」と言い返されます。
- ③架空請求業者は, 「今の時間でも相談を受け付けている消費生活センターがある」と言って, 電話番号を案内し, 電話をかけるように仕向けます。
- ④消費者がかけた電話は, ニセの消費生活センターにつながってしまいます。消費者は本物の消費生活センターにつながっていると思っているので, ニセ消費生活センターの「お金は支払う必要がある」というウソのアドバイスを信じて支払ってしまうという手口です。

～ アドバイス ～

- ・消費生活センター等への相談は, 局番なしの「188(いやや!)」に電話しましょう!
- ・不審な SMS やメール, ハガキが届いても絶対に連絡してはいけません!

～ 国民生活センターHP より引用～

食品の品質表示

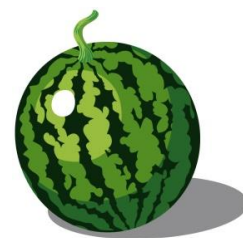
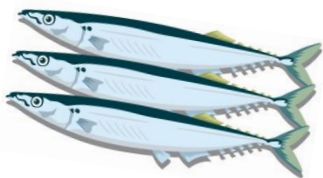
8月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈8月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	ピーマン	名称・産地	22	有	22
					無	0
		すいか		22	有	22
					無	0
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	豚肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		さんま みりん干し	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	22	有	22
					無	0

◆報告

- ・丸ごと売っているものは産地表示があったが、スライス(8分の1)やカット(ブロック)で売っているものは産地が書かれていなかった。
- ・「すいか」を切らずに食べごろの見分けるのが難しい。
- ・夏野菜は地場産品も多く出まわっているが、土の検査をおこなってから野菜がつくられる。エコファーマーの野菜なども選びたいと思う。



消費生活相談員のコメント

8月、猛暑が続き、店頭に並べられていた丸ごとの大きなすいかはとても魅力的でしたが、「切られていないすいかの食べごろを見分けるのが難しい」、「運びやすくすぐ食べられる」などの理由でカットしたすいかの方を購入する機会が多かったのではないのでしょうか。カットしたすいかの表示について「産地表示がない」との報告がありましたが、名称及び原産地については「消費者に分かりやすく誤認を与えないよう表示することが必要」「具体的には、包装容器の見やすい箇所に表示するか、その製品に接近した見やすい場所に立札等の掲示により表示することが必要」となっています。報告のあった内容については、確認致しました。

(参考資料:消費者庁「早わかり食品表示ガイド」)

～編集後記～

今年も、消費生活の基礎的知識を習得し消費者問題に関心を持ち、消費行動において自ら進んで消費者トラブル、被害未然防止や被害回復に努める地域のサポーターを育成するため「令和元年度 消費生活サポーター養成講座」を開催します。期日は11月25日で、テーマは、「最近の特殊犯罪事例について」と、「高齢者の被害の現状と支援に関する法知識」についてです。

参加ご希望の方は、市政情報課(0229-23-9125)まで申し込みをお願いします。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)